

⑦ ふるさと創生支援事業

◆概要

ふるさと「今金」の振興・発展を図るため、住民の新たな発想を喚起し、活力と魅力に満ちた住民主体の町づくり活動を支援することを目的とする事業です。

1. 事業期間 通年

※事業実施の2か月前までに申請書を提出。原則、申請年度内で終了する事業が対象です。

※必ず申請前にまちづくり推進課へ相談をしてください。



2. 対象事業

- ①産業育成事業 例：今金産商品開発、生産物開発、販路拡大事業など
- ②人材育成事業 例：少年スポーツ振興、青少年交流、文化講演開催など
- ③自然環境保全事業 例：森林環境保全、環境保全製品開発、手作り公園整備など
- ④住民スクラム事業 例：自治会、町内会等で行う各種イベント事業、地域の課題に対し地域として積極的に取組む事業など
- ⑤小規模活動支援事業 例：小規模な活動で地域に密着したまちづくり活動など

3. 交付上限額・補助率

事業項目	補助率	交付上限額	
		団体	法人等
①産業育成事業	新規に団体法人を設立し、新たに産業育成事業を行う場合75%以内 上記以外は50%以内	200万円	500万円
②人材育成事業	総事業費の90%以内 (ただし、研修事業等は50%以内)	200万円	
③自然環境保全事業			
④住民スクラム事業			
⑤小規模活動支援事業	補助率の定めはないが、自己負担のあること	10万円	

◆交付条件

- ・①～④は、本事業の審査組織であるふるさと創生支援委員会で申請者から事業の内容説明をしていただきます。⑤は書類審査のみ。
- ・町内に住所を有する者及び町内事業所等に常時勤務する者で構成される団体。
- ・町内に事業所等を有する法人等。(法人設立登記または組合登記等がされていること)

◆必要書類

申請書、事業計画書、資金収支計画書、予算書、団体規約、団体名簿など

申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/gyouseiinfo/furusato/post_148.html

今金町役場 まちづくり推進課 (☎82-0111) へお気軽にご相談ください。

まちづくり情報誌

No.42

令和4年4月 発行 まちづくり推進課

特集 町の補助制度のお知らせ

はじめに

今金町では、まちづくりの指針となる最上位計画『第6次今金町総合計画』や人口減少克服や地方創生に特化した計画『第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき様々な補助制度等を設けております。

本誌では補助制度の概要や手続きなどをわかりやすく紹介しますのでどうぞご利用ください。

目次

■暮らし生活等支援事業

- ① 新住宅リフォーム助成事業 (まちづくり推進課) 1
- ② 新マイホーム取得奨励事業 (まちづくり推進課) 2
- ③ 空家リフォーム助成事業 (くらし安心課) 3
- ④ 空家等除却支援事業 (くらし安心課) 4
- ⑤ 結婚新生活支援事業 (まちづくり推進課) 5

■まちづくり活動等支援事業

- ⑥ 人づくり推進事業 (教育委員会) 6
- ⑦ ふるさと創生支援事業 (まちづくり推進課) 7

[申請書等は役場ホームページからダウンロードできます](#)

下記ページはまちづくり情報誌に掲載している事業を一括でご覧いただけます。

<https://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/gyouseiinfo/no42.html>



スマートフォンからは右のQRコードを読み取って役場HPへアクセス⇒



① 新住宅リフォーム助成事業

◆概要

住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る住宅リフォームに要する経費の一部を助成することにより、町民が安心して快適に暮らす居住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とする事業です。（※この事業は令和5年3月31日までとなっております。）

1. 事業期間 令和5年3月31日まで
2. 事業内容 対象工事費の20%（上限30万円）を助成
※千円未満の端数は切捨て
3. 助成対象者
 - ・町内に在住し、住民票に登録されている方
 - ・リフォームを行う住宅の所有者又はその配偶者もしくは直系親族であり、実際に居住をしている方
 - ・町税等の滞納がない方（世帯全員）
4. 助成対象住宅
 - ・町内に建設されている個人住宅 ※店舗等との併用住宅の場合は個人住宅部分のみ対象
 - ・過去に一度も助成金の交付を受けたことのない住宅

◆交付要件・注意事項等

- ・交付決定前に工事を着工していないこと
- ・町内施工業者が実施する工事であること
- ・年度末までに事業完了届を提出できること
- ・事業費が30万円以上（消費税相当額を除く）であること
- ・毎年度予算の範囲内で助成（要事前相談）

◆必要書類

- ①交付申請書
- ②固定資産税課税明細書の写し
- ③誓約書兼同意書
- ④工事に要する費用の積算根拠が分かる書類
（見積書やカタログ等）
- ⑤着工前に撮影した写真
- ⑥住宅の平面図



申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/kurashi/jyuutaku/post_214.html
今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

⑥ 人づくり推進会議助成事業

◆概要

「まちづくり」は「人づくり」の観点から、町民自らの団体活動を支援することにより、人材育成と活気ある町づくりが促進されることを願い実施します。指導者の育成や講習会の開催など、人材育成の活動をバックアップすることを目的とする事業です。

1. 事業期間 通年 ※原則、申請年度内で終了する事業が対象です。
2. 事業内容 10万円を上限に事業費を助成
※団体の通常経費や飲食費などは対象外
※年間予算に限りがあるためご希望に添えない場合があります。ご相談はお早めに
3. 対象事業
社会教育、文化・芸術、スポーツ団体、教職員からなる団体で、上記の目的達成のために行う事業。ただし、政治的・宗教的なもの、営利を目的とする場合は対象外。

◆申請の流れ



- ①企画・相談
事業の企画案ができた時点でお気軽に教育委員会へご相談ください。具体的な運営方法等についてご相談に応じます。
- ②申請書の提出
事業実施日の1か月前までに申請書類の提出をお願いします。
※会議に出席し事業内容を説明して頂く場合があります。
- ③事業の実施 2月末までには事業を完了してください。
- ④実績報告書の提出 事業終了後1か月以内に提出してください。

◆助成金の活用例

ピリカウインターフェスティバル運営事業

地元ピリカスキー場をスノースポーツの拠点とすることを目指し、雪と親しむイベント開催を通じて、地域の活性化・人材育成を目的として開催しました。

小学生や中学生を主な参加対象とし、講師を招聘してのスキー競技会などを開催し、入賞者には今金町の特産品を用意し、参加者一同、笑顔の絶えない大変楽しいひとときとなりました。

補助金はイベント運営経費として活用させていただきました。（令和2年2月11日開催）



講師に従って滑走する参加者

皆さんのアイデアで、次につながる楽しい団体活動にしてみませんか！

申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

http://www.town.imakane.lg.jp/edu/syakikyoku/syougai/post_61.html
今金町教育委員会（☎82-3488）へお気軽にご相談ください。

⑤ 結婚新生活支援事業

◆概要

本事業は、経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、住居費を支援することにより結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する事業です。

1. 事業内容 新生活に係る住居費の一部を補助（上限額30万円）を交付。

2. 補助対象者（ア又はイのどちらかに該当し、①～⑤の全てに該当する方）

ア. 令和4年4月1日～令和5年3月31日までに婚姻した世帯

イ. 既に婚姻している世帯

①夫婦ともに39歳以下の世帯

②世帯の年所得が400万円未満の世帯

※奨学金を返還している世帯は、所得から年間返済額を引いて400万円未満であれば対象。

③今金町内の住宅を新居とする世帯。

④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯。

⑤過去にこの制度による家賃補助等を受けていない世帯。

⑥町税等の滞納がない世帯。



3. 対象費用

①新居の購入費（アに該当する世帯のみ）

②新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

（家賃のうち、勤務先から住宅手当が支給されている場合はその分を除いた額が対象となります）

◆必要書類

①交付申請書

②戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚姻届受理証明書

③所得証明書

④誓約書兼同意書

⑤物件の売買契約書（購入の場合のみ）

⑥物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（賃貸の場合のみ）

⑦住宅手当支給証明書

⑧貸与型奨学金の返還額がわかる書類（奨学金を返還している世帯のみ）

申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/gyouseiinfo/post_1435.html

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）にお気軽にご相談ください。

② 新マイホーム取得奨励事業

◆概要

町内に住宅を取得する方に対して奨励金を交付し、住宅取得の初期費用の負担を軽減することにより、住みよいまちづくりのための住環境整備の推進と、転入人口の増加及び転入人口の抑制を図り、人口減少の歯止め及び人口構成バランスを改善させ、活力ある地域社会を築くことを目的とする事業です。（※この事業は令和5年3月31日までとなっております。）

1. 事業期間 令和5年3月31日まで

2. 事業内容

町内に住宅を取得（新築・建売住宅購入）した場合奨励金20万円を交付。

また、次の要件に該当する場合は、さらに奨励金に加算があります。

◆加算要件

①町外から転入した世帯 **80万円**

②町内業者による施工の場合 **50万円**

③中学生以下の子がいる世帯、または40歳未満の単身世帯、または夫婦どちらかが40歳未満の夫婦のみの世帯 **30万円**

◆交付要件

①次に掲げるすべての要件を満たす建物

ア 玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し生活するために必要な機能を備えていること。

イ 自己の居住の用に供する部分の面積が50㎡以上であること。

ウ 建築基準法及びその他法令の規定に違反していないこと。

②住宅を新築、建て替えまたは建売住宅を購入し、新たに自己の所有物にすること。

③建売住宅は建築確認日から1年を経過していない住宅であり、かつ使用されたことのない住宅であること。

④住宅の所有権を、住宅居住者が2分の1以上有すること。

⑤交付金の交付を受けようとする方及び同一世帯の方全員に町税等の滞納がないこと。

⑥取得した住宅の所有権保存登記をしていること。

◆必要書類

①交付申請書

②誓約書兼同意書

③同居者全員の記載がある住民票

④住宅の建設工事請負契約書または売買契約書の写し

⑤領収書等の写し

⑥住宅の平面図及び配置図

⑦住宅の登記事項証明書

⑧建築確認済証及び検査済証

⑨引き続き5年以上町外に居住していたことを証明する書類

（転入世帯加算に当てはまる場合のみ）



申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/kurashi/jyuutaku/post_2034.html

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

③ 空家リフォーム助成事業

◆概要

空家の有効活用を促進を図るとともに、町民が安心して快適に暮らす居住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とした事業です。

1. 事業期間 令和6年3月31日まで

2. 事業内容 対象工事費の20%（上限30万円）を助成※千円未満の端数は切捨て

3. 事業対象者（次の各号すべて満たすことが要件です）

①空家住宅を**売買により取得又は借りた方かつ、その住宅に住まわれる方**。又は空家住宅の**相続を受け転居する方**。

※賃貸借は借主から住宅改修の許可を得ていること

※1親等以内の親族からの購入又は賃借を除く

②住宅リフォームを行う**空家に転入又は転居後3年を超えて居住を予定している方**

◆交付条件・注意事項等

- ・交付決定前に工事に着工していないこと
- ・町内施工業者が実施する工事であること
- ・各年度末までに事業完了届を提出できること
- ・事業費が30万円以上(消費税相当額を除く)であること
- ・**助成金交付は、助成期間内に同一住宅につき1回限り**
- ・空家住宅を売買等により取得されその住宅に住まわれる方が申請できます。

空家住宅とは：人の居住の用に供していた町内に所在する住宅で**1年以上**居住されていないものをいう（専用住宅及び店舗等併用住宅も含む）

◆必要書類

- ①交付申請書
- ②固定資産税課税明細書の写し
- ③誓約書兼同意書
- ④工事に要する費用の積算根拠が分かる書類（見積書やカタログ等）
- ⑤着工前に撮影した写真
- ⑥住宅の平面図
- ⑦現住所地の市町村税納税証明書（転入の場合のみ）



申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。
https://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/kurashi/jyuutaku/post_2716.html
 今金町役場 暮らし安心課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

④ 空家等除却支援事業

◆概要

地域住民の安全安心を確保するため、町内に存在する老朽化が著しく、周辺的生活環境や地域に悪影響を及ぼしている又及ぼすおそれのある空家等の除却促進を図ることを目的とした事業です。

1. 事業期間 令和6年3月31日まで

2. 事業内容 除却工事費の20%（上限30万円）を助成※千円未満の端数は切捨て
 ※立木及び家財等動産の処分費は補助対象外

3. 補助対象空家等（次の各号すべて満たすことが要件です）

- ①町内所在の空家等で個人が所有する**専用住宅又は併用住宅で不良住宅**であること
 ※不良住宅：今金町空家等の適切な管理に関する条例規則第3条第4項別表第1において評点100点以上のものをいう。【事前に不良度判定調査を実施していることが条件】
- ②固定資産税課税台帳に搭載されていること
- ③1年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
- ④所有権以外の権利が設定されていないこと
- ⑤他の公的な制度による補助対象又は公共事業等の移転補償対象となっていないこと

4. 事業対象者

- ①補助対象空家等の所有者等（個人所有に限り、民間事業者等所有の空家は対象外）
- ②所有者等の相続人
- ③前各号に該当する者から委任を受けた方
- ④町税等の滞納がない方（世帯全員）
- ⑤補助対象空家等において、空家等対策の推進に関する特別措置法の勧告を受けていない方。
 ただし、勧告後その措置が取り消された場合は、この限りでない。



◆交付条件・注意事項等

- ・交付決定前に工事に着工していないこと
- ・町内施工業者が実施する工事であること
- ・事業費が30万円以上（消費税相当額を除く）であること
- ・**補助対象空家等の全てを除却すること**
- ・**建て替えを目的とした除却でないこと**

◆必要書類

- ①交付申請書
- ②工事費の見積書
- ③現状写真と位置図
- ④相続人が申請の場合、所有者の戸籍謄本
- ⑤登記事項証明書又は登記識別情報（登記済証）
- ⑥工事を行う建設業者の建設業許可証の写し
- ⑦誓約書兼同意書
- ⑧現住所地の市町村税納税証明書（転入の場合のみ）

空家等とは：1年以上居住がない又はその他の使用実績がない町内にある**住宅及び物置、車庫等**をいう（ただし、民間事業者などの法人格が所有する空家等は除く）。

申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。
https://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/kurashi/jyuutaku/post_2717.html
 今金町役場 暮らし安心課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。